

大津市土砂条例を一部改正しました

平成31年1月1日施行

改正の趣旨

土砂等の埋立て等により事業区域が、周辺区域の景観と著しく不調和となることを防止するため、特定事業施行後に必要な措置（以下「景観配慮措置」といいます。）、及び規定等について一部改正を行いました。

許可制度の流れ(概要)

(事前協議)

① 許可申請

事業実施

② 事業完了（検査）

(景観配慮措置未履行時)

③ 措置命令
公表・罰則等

事業完了

[改正点①：許可申請に必要な事項を新たに追加しました]

特定事業の許可（一時堆積事業を除く）を申請するにあたっては、景観配慮措置を計画し、計画に基づき措置を講じなければなりません。

[改正点②：措置命令の対象に景観配慮措置を追加しました]

景観配慮措置の確実な施行を目指すため、特定事業の完了時に、景観配慮措置が講じられているか検査し、措置が履行されていないと認められる時は措置命令の対象とします。

[改正点③：景観配慮措置の履行確保のための規制を追加しました]

景観配慮措置を講じない場合は公表及び処罰の対象となることがあります。
また、新たに保証金の目的及び用途に景観の保全に関する規定を追加しました。

※詳細はお問い合わせ下さい

お問い合わせ先

大津市役所 環境部 不法投棄対策課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL：077-528-2910 FAX：077-523-1560